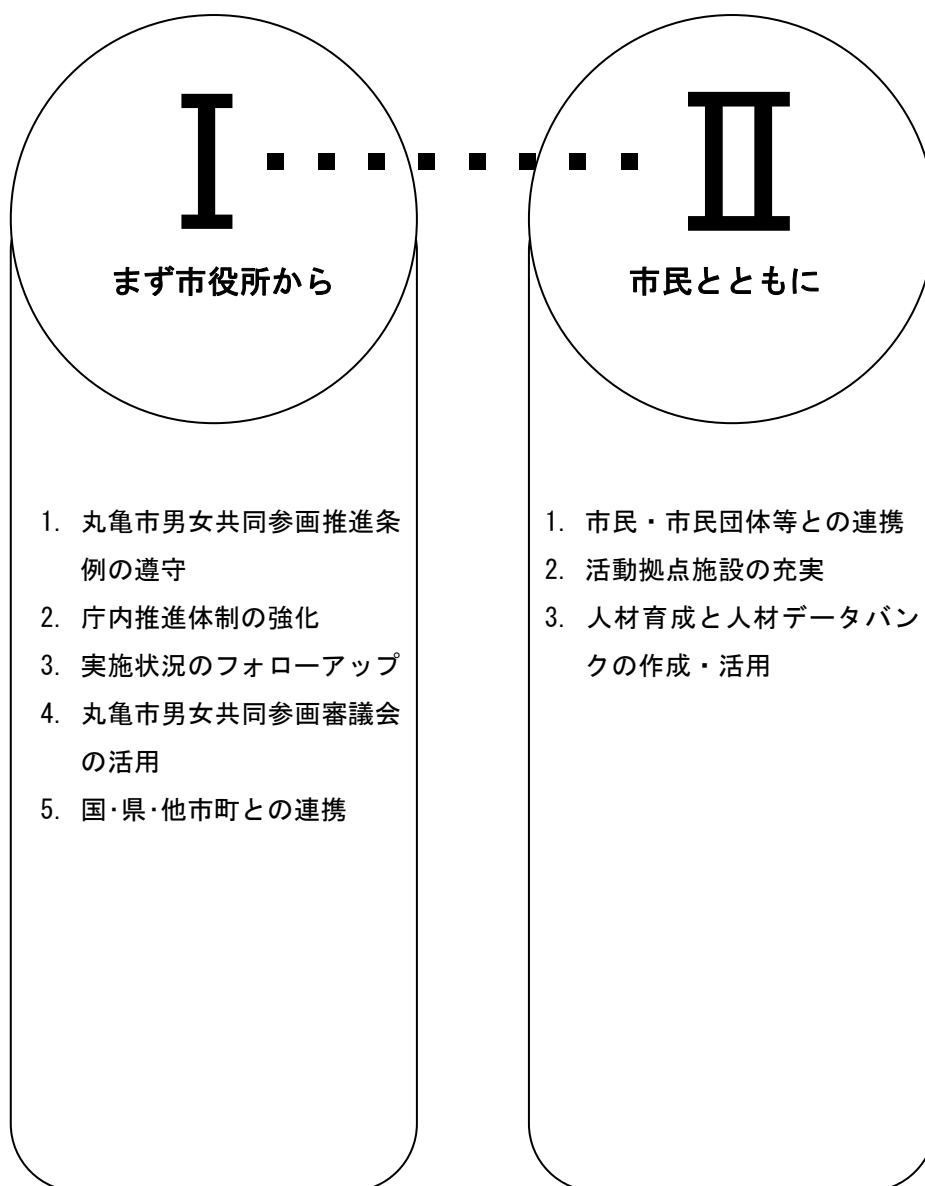


第3章 総合的な推進体制



プランの推進にとって何よりも重要なのは、市民とのパートナーシップのもと、全庁体制により、このプランに沿った取り組みを確実に実施することです。

I. まず市役所から

このプランを着実に推進するため、全ての施策を男女共同参画の視点で見直すとともに、強力な庁内の推進体制を整備し、庁内外の意見を適時集約しながら施策に反映させます。

(1) 丸亀市男女共同参画推進条例の遵守

制定された条例が市民にとって身近なものになるよう広く広報・啓発し、市民の男女共同参画意識の醸成に努め、市、市民、事業者が協働して総合的・計画的に男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

(2) 庁内推進体制の強化

①「丸亀市男女共同参画推進本部」は、全庁体制によるプラン推進の責任者として、丸亀市における男女共同参画社会の形成を促進します。

②「丸亀市男女共同参画推進本部幹事会」は、各部における男女共同参画に関する施策を計画的かつ効果的に実施するため、常に男女共同参画室や関係各課と情報や意見の交換を行い、部内各課における関連施策の実行に向けた調整を行います。

③「丸亀市男女共同参画推進研究会」は、幹事会の指示に基づき、男女共同参画に関する具体的な事項を調査・研究します。

また、プラン推進に向けた職員の意識啓発に取り組みます。

④「担当課」は、推進本部をはじめ、幹事会・研究会及び男女共同参画室と連携してプランの推進に取り組みます。

⑤「男女共同参画室」は、プランを推進するため、プランに掲げた全ての施策を総合的に調整するとともに、プランの推進に必要な施策の企画・立案を担当します。また、審議会からの提言については担当課に伝えるとともに、担当課に対し適切な助言と指導を行い、プランの実効性を高めます。

さらに、行政に関わる全ての職員が男女共同参画に対する認識を高め、男女共同参画の視点をもって事業に取り組めるように、男女共同参画に関する手引書を作成し、研修を担当する職員課と連携して、部課長をはじめ全ての職員に対し男女共同参画に関する研修を充実させます。

(3) 実施状況のフォローアップ

施策の進捗状況を定期的に把握し、その効果などを評価するシステムを構築するとともに、結果を市民に公表して次年度の計画実施に反映させます。また、具体的な数値目標を定め、達成に向けて努力します。

(4) 丸亀市男女共同参画審議会の活用

本市における男女共同参画に関する施策について、毎年、審議会に進捗状況を報告します。審議会は男女共同参画に関する施策の実施状況を検証し、施策の評価や提言を行います。審議会から出された提言は、男女共同参画室と担当課が連携して事業の見直しなど、その後の施策や行動計画に反映することでプランの実効性を高めます。

(5) 国・県・他市町との連携

男女共同参画社会を形成するため、国や県、近隣市町と連携・協力しながらプランを推進します。

Ⅱ. 市民とともに

男女共同参画社会の形成は、市民とともに連携しながら進めていくことで実効性が確保されます。

(1) 市民・市民団体等との連携

市民ニーズを把握し意識の醸成を図るとともに、市民の多様な意見を施策に反映させるためには市民と市とのパートナーシップが欠かせません。このため、市民、市民団体、事業者との連携を密にしていきます。

(2) 活動拠点施設の充実

「男女共同参画推進ゆめ」のスペースを誰もが利用しやすい開放された場所とするため、情報の収集・提供や学習・交流の活動拠点として整備、充実させます。将来的には「男女共同参画宣言都市まるがめ」の核として市民が親しめるように、新たな活動拠点への移行を検討します。

(3) 人材育成と人材データバンクの作成・活用

男女共同参画における課題は社会のあらゆる部分に関わり合うものであり、さまざまな分野において活動する人材の把握や育成が必要です。このため、市内外における人材のリストを整備・活用するとともに、事業推進にあたっては、男女共同参画を推進する人材育成の視点も含めた公募制を採用するなど、市民が参画しやすい環境をつくります。

